

監督検査のあり方について 直轄の検査現場を見てもらう

国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課 課長補佐 おおはら ひでお **大原 英雄**
 広島国道事務所工事品質管理官 いわたに ともり **岩谷 朋律**

1. はじめに

中国地方整備局（以下、「中国地整」という）では、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という）の発注者支援の取り組みのうち、監督検査に関する施策として「工事検査への自治体職員の臨場（体験）」（以下、「工事検査臨場」という）を実施しているところです。本稿では、この中国地整管内で実施している工事検査臨場の取り組みについて紹介します。なお、この取り組みは中国地方の各県単位に組織する「地域協議会」のメンバーである直轄事務所、および県が主体となって推進しています。

2. 中国地方の状況

中国地方の地方公共団体の数は、平成17年10月1日現在で、5県1政令市（広島市）、128市町村となっています。この時期、公共工事の発注者を対象に、基本的な施策の実施状況についての調査が行われ「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」に基づく入札・契約に関する実態調査、及び公共工事の品質確保の促進に関する施

策の実施状況調査の結果（中国ブロック）」としてとりまとめられ、今年4月上旬に公表されたところです。この調査結果のうち、中国地方の地方公共団体における工事検査に関する主な調査項目を整理したのが図1になります。この結果「⑤工事の完成検査の実施状況」をみると、すべての地方公共団体で実施されているものの、そのほかの項目では県・政令市に対して、市町村の実施割合が低い状況となっています。

次に、市町村ごとの状況をおのおのについて確認するため発注機関別に図2の「検査要領等の整備状況（整備率）」を代表事例として示しています。

この資料では、自治体規模別の整備率に大きな差があることが確認できます。ここに示す事例以外の、ほかの検査に関する項目についても、同様な傾向であることが推測され、国・県等による発注関係事務の支援および、発注者間での連携・協力体制の強化が必要と考えられます。

3. 「工事検査への自治体職員の臨場（体験）」の概要

(1) 平成16年度直轄工事での試行について

中国地整では、これら中国地方の地方公共団体の現状等も踏まえ、工事検査臨場の取り組みを、平成16年度の下半期（平成17年1月～3月の期

図 1

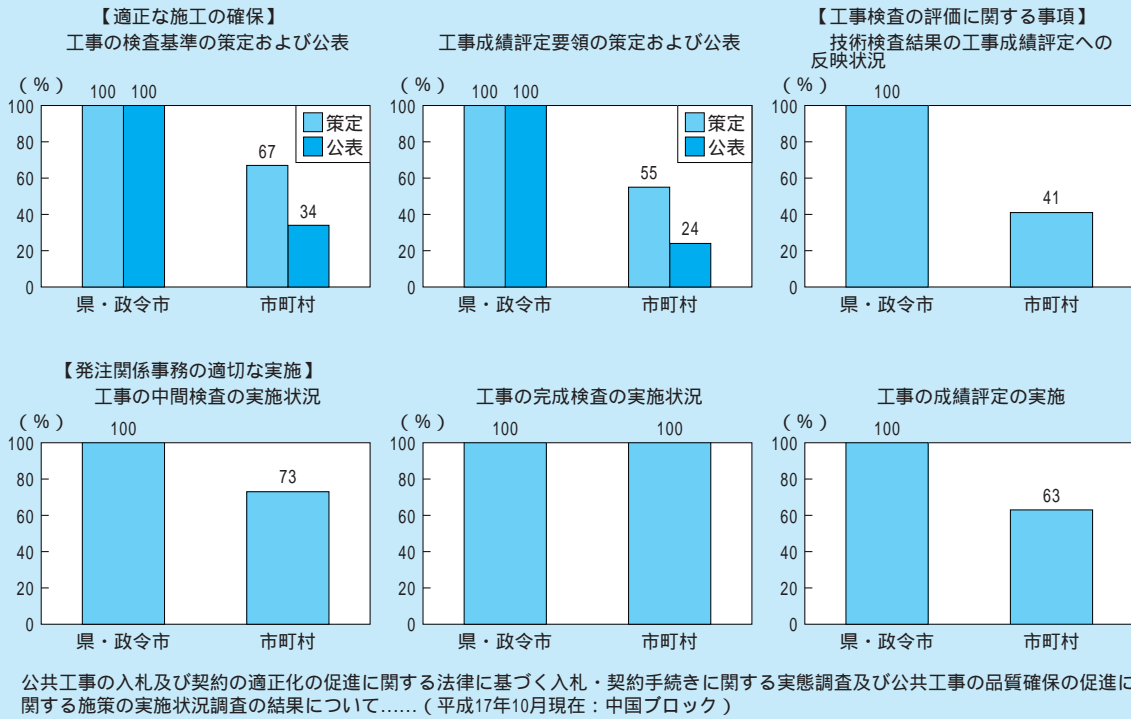
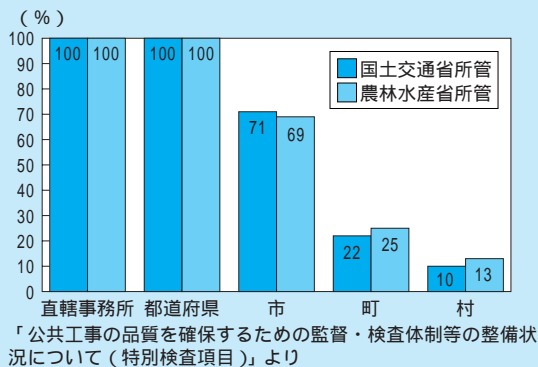


図 2 検査要領等の整備状況（整備率）



間)に「品確法」の施行に先立ち試行しました。これは、中国地整が発注する本官工事（当初の工事規模が3億円以上）の検査において中国地方の各県、および政令市の検査担当職員を対象として、現地に行く直轄工事検査への臨場（体験）参

加を呼びかけたものです。この試みは、検査実務の統一、レベルアップや普及に向けた足掛かりとして実施しました。試行の概要は表 1のとおりで、中国地方の各県において合計8回（参加：16名）実施しました。検査の種類は、完成検査のほか、中間技術検査、既済部分検査についても実施しています。

この試行へ参加した自治体職員の反応は大変好評なもので表 2の「参考となった点」「要望・意見」等について確認を行い、改善点の把握を行っています。これらを参考として、今後の展開についての検討を行い、市町村を対象とした実施内容への拡大を図ることとしました。

この試行結果を踏まえ、平成17年度より工事検査臨場を「品確法」にある発注者支援の主要な施

表 1 平成16年度直轄工事検査への自治体職員の臨場（体験）試行の概要

| |
|--|
| 中国地区の5県、1政令市（広島市）職員を対象として工事検査への臨場（体験）を試行 |
| 対象工事：中国地方整備局発注の本官工事（発注額3億円以上）で、本局の工事検査官が実施する検査 |
| 実施期間：平成17年1月から3月末の間（月別の試行件数：1月 1件、2月 1件、3月 6件） |
| 標準検査体制：工事検査官1名、技術検査職員等の補助者1～2名 計2～3名 |
| 臨場検査回数：広島県 3回×2名＝6名、鳥取県 2回×2名＝4名、島根県 1回×2名＝2名 山口県 1回×2名＝2名、広島市 1回×2名＝2名、合計：8回、16名 |

表 2

直轄工事検査に臨場（試行）して参考となった点
 若手職員を技術検査職員として検査補助をさせている点は、検査に対する習熟や、今後の監督にも役立つ検査時に確認する書類・資料のポイント、ヒアリング内容や検査の進行、時間配分
 検査の一部を補助者等により実施しており、大規模工事（確認項目の多い工事）の出来形・品質確認体制が充実
 中間技術検査等で実施された部分（検査済み）は、完成検査時に重複検査がないように明確化が図られている
 検査を通じて、請負業者への指導（品質管理等の方法等）が実施されている
 検査官は、検査結果（合否）の通知と併せ、検査を通じての当該工事の講評（良い点、悪い点）を実施している

直轄工事検査の臨場（試行）に関する要望・意見
 新たに検査員となる者への参考とするため、今後も検査への臨場（体験）の取り組みを継続して実施してほしい
 大規模工事（本官）の検査のみでなく、県レベルの工事規模の工事検査へ臨場したい
 検査臨場の機会をもっと増やしてほしい（年間を通じた立会・希望時期での立会等を望む）
 県内の一般的な施工業者（県工事を受注している請負者）の検査を見たい
 工事検査から評点入力、成績評定までの一連の流れを通して見たい。成績評定結果（評点）の違いを見たい
 現場における出来形検測等の実施方法を詳しく知りたい

【検討項目】

- 「平成17年度検査への臨場」実施内容の拡大項目
- ① 『直轄の臨場対象工事を拡大』：本局発注の本官工事（当初発注額3億円以上）に加えて、事務所発注の分任官工事（当初発注額が3億円未満）についても実施。
 - ② 『県工事への臨場対象を拡大』：臨場できる対象工事を、中国地整が実施する工事検査のほかに、各県の工事においても市町村の検査担当者の臨場（体験）を実施。
 - ③ 『臨場へ参加する自治体を拡大』：中国地方の5県1政令市の検査担当者に加えて、中国地整管内の市町村の検査担当者についても検査臨場（体験）を実施。

策として、中国地整および中国5県が連携した取り組みとして実施しています。

(2) 「平成17年度工事検査への臨場」の取り組み状況

① 『直轄工事への検査臨場』の実施状況

平成17年度より、中国地整では各事務所が窓口となり、県および市町村と独自に調整を行い、直轄工事への検査臨場を実施しています。

直轄工事における検査臨場の概要は表 3 のとおり、中国地整管内の11事務所において、17工事（参加：35団体、55名）で実施しています。工事規模は、平均で1.6億円程度（約0.3～2.8億円）、

工事種別は、堤防、砂防堰堤、道路改良、As舗装、トンネル舗装、共同溝、地下道、橋梁下部、床版、監視設備等の幅広い工事（工種）で実施しています。

この、直轄工事の検査臨場結果での大きな特徴は、臨場実施の17件すべての工事が事務所発注の分任官工事（当初、3億円未満）であり、本官工事（当初、3億円以上）の検査臨場は0件であったことです。これは、試行時の要望・意見にもあるように、自治体が臨場し参考としたい工事規模は、自らが発注する標準的な規模に近いものであると考えられます。

表 3 平成17年度直轄工事検査への自治体職員の臨場（体験）の取り組み

直轄（整備局）は分任官工事へも対象を拡大
 対象工事（拡大）：本官工事（本局）工事検査官検査＋分任官工事（事務所）技術副所長・工事施工管理官等の検査実施結果（H17.4.1～H18.3.31の1年間）：中国地整管内 11事務所 17工事（35自治体：55名が参加）
 ①鳥取県内：2事務所 2工事（2自治体：6名）、②島根県内：3事務所 3工事（9自治体：12名）
 ③岡山県内：1事務所 3工事（5自治体：11名）、④広島県内：4事務所 8工事（18自治体：25名）
 ⑤山口県内：1事務所 1工事（1自治体：1名）【内訳：本官工事＝0件、分任官工事＝17件】

臨場に参加する対象自治体を拡大
 参加対象者（拡大）：中国地方の5県1政令市の検査担当者＋市町村の検査担当者
 参加者内訳：・県：5回、（11名）、・政令市：3回、（4名）、・市町村：27回、（40名）

表 4 平成17年度県工事検査への自治体職員の臨場（体験）の取り組み

県工事へも検査臨場を拡大

臨場実施機関（拡大）：中国地整が実施する工事検査 + 中国地方の5県が実施する工事検査

実施結果（H17 4.1～H18 3.31の1年間）：中国地方の5県 33回（74市町村，148名（内県職員：3名）が参加）

①鳥取県：7回（7市町村，13名），②島根県：3回（9市町村，13名），③岡山県：8回（8市町村，17名）

④広島県：13回（33市町村，64名），⑤山口県：2回（17市町村，42名）

② 『県工事への検査臨場』の実施状況

次に，中国地方の5県においても中国地整と連携する形で，平成17年度より各県内の市町村職員を対象に，県発注工事への検査臨場の取り組みを行っており表 4に概要を紹介します。

県工事においては，中国地方全体で33回（参加：74団体，148名）実施しています。

これら各県の取り組みは，中国地整の直轄事務所でカバーできない地域も網羅でき，また市町村が参考としたい小規模工事の件数や，臨場機会が増えるなど選択肢が広がり，国と県で効果的な施策連携による分担ができていると考えます。

表 5は広島県が県工事の臨場に際し市町村へ実施したアンケートの主な回答ですが，この内容は，平成16年度の試行結果とほぼ同様の意見であり，監督・検査等の現場実務の向上に関する要望が多く，県・国等の積極的な支援に対する期待の高さが伺えます。

表 5 広島県の市町村アンケート結果

- ①今後も工事検査臨場の機会，回数を増やして欲しい。
- ②監督実務など幅広い研修の企画を望む。
- ③検査や評価に関する情報をその都度提供して欲しい。

4. 広島国道事務所の工事検査の取り組み事例について

次に，中国地方整備局広島国道事務所（以下，「広島国道」という）で実施している直轄事務所の工事検査の取り組みについて紹介します。

【事務所の検査概要】

広島国道では，平成17年度に約110件の工事完成検査を実施しました。このうち，本官工事および低入札工事を除く，約100件の分任官工事を事務所の技術系の副所長，工事施工管理官，課長等



により実施しています。広島国道で行う標準的な工事検査の流れは，午前中に書面検査，午後は現地に移動し実地確認を行った後，修補の指示や講評等を行います（写真参照）。また，工事の成績評価は検査終了後に，事務所に帰り実施します。

【検査臨場の実施状況】

自治体職員の工事検査臨場は，昨年度の12月～3月の間に4件の工事（道路改良3件，As舗装1件，請負額：約2.2～2.7億円）を広島県内の市，町の検査担当者（延べ11団体，13名）を対象に完成検査において実施しています。

検査臨場に際しては，検査開始前に参加者に検査の目的など（給付の確認，成績評価，指導等）を説明した上で行っています。自治体職員の臨場者数は2～5名程度で実施しましたが，検査の実施内容（確認内容，資料等）を十分に理解するためには，最大でも5名までで行うことが適当と感じています。

また、検査の実施体制は、技術検査官に加えて「技術検査職員」を配置した2名体制により行っています。この制度は表6のとおり、技術経験を有する若手職員等から検査を補助する者を任命する制度で、技術検査官の総括のもと、検査の一部を実施させます。

広島国道では、工事規模が大きな場合等にはこの制度を活用した検査体制で実施しており、検査業務の効率化と若手職員の現場での技術、経験の向上を図っています。

| 表 6 技術検査職員の活用制度 | |
|-----------------|---|
| 1 技術検査職員の任命 | |
| 技術検査職員の対象者 | |
| 本 局 | 入省後5年以上の技術経験を有する者 |
| 事 務 所 | 専門職、係長若しくは入省後5年以上の技術経験を有する者 |
| 2 技術検査職員の業務内容 | |
| 分 類 | 技術検査内容 |
| 書類検査 | 工事材料・品質管理・出来形管理資料、工事写真記録等の管理頻度、方法および管理値の適否を確認 |
| 実地検査 | 出来形寸法・品質の検査基準に基づき、現地で検測を行い適否を確認 |

【そのほかの取り組み】

広島国道では検査臨場時に、直轄工事の成績評定の実施方法について「自治体向け工事評定システム（中国地整版）」を準備し、パソコンを使用した説明を行っています。当システムは、通常のパソコン環境で簡易な操作により評定が実施できるもので、中国地方の自治体における工事成績評定の整備、普及を目的に中国地整が作成したものです。平成17年度には、当システムの試行を希望する自治体に提供を行っており、この実地体験を兼ねた取り組みとしています。このほかにも、監督・検査に関する参考資料の配布や、検査業務（工事評定、施工体制等）に関する質問や相談等へも対応しています。

【実施結果】

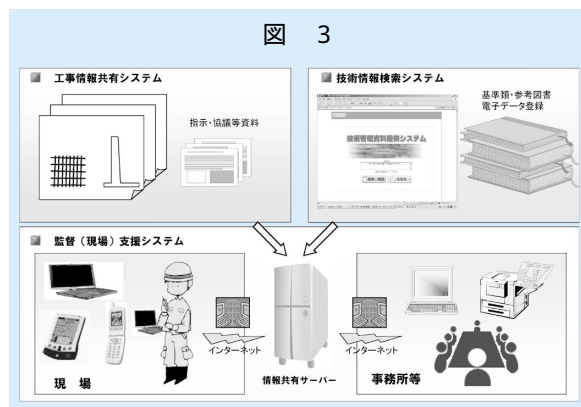
広島国道での工事検査臨場に参加した自治体職員の皆さんにヒアリングした結果では、工事の監

督・検査に対する体制の充実や、職員の技術的なレベルアップの必要性をあらためて感じたという意見でした。臨場に対する要望として、自治体における日常の検査・成績評定業務に直接反映ができる形式、規模での実施を望む声が多数あり、より実施内容を充実させ、理解向上が図れる取り組みによる継続が必要と思われます。また、技術検査官個々の検査技術・資質の向上と、平準化が重要な課題であると考えています。

5. おわりに

中国地整では、これら検査に関する施策のほか「品確法」の発注者支援として、工事監督の現場業務の効率化・品質の向上を目的として図3の「監督支援システム」の検討を、平成17年度より独自に取り組んでいます。

当システムは、工事現場において工事関係者がモバイル機器を活用し、リアルタイムに仕様書や図面情報などの検索・閲覧を可能として現場業務を支援するものです。また、管理や防災等の室外での業務全般についても迅速化・効率化が図られるシステム整備を目指しています。



平成18年度においても、工事検査臨場の取り組みを引き続き実施することとしており、今後もこれらの施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体等との調整、連携を強化し品質確保に努めてまいります。